

# 各種大会共催負担金交付要綱

## 1 目的

スポーツの普及・振興及び競技力向上のため、本会加盟団体が主体となり開催する各種大会に要する経費の一部を負担することを目的とする。

## 2 交付対象団体

本会加盟団体であって、大会運営上必要な経費について、本会の共催負担金を必要とする団体。

## 3 交付対象事業

全国大会または中国地域規模以上の大会で、本会が共催し、以下の条件を満たすものとする。

### (1) 条件

(ア) 本会加盟団体の上部組織が主催する大会であること。

(イ) 本会加盟団体又は本会加盟団体が主体となる実行委員会が主管していること。

(2) 交付対象は、1団体年1大会とする。

## 4 交付対象経費

交付対象事業の運営上必要な経費とする。

## 5 交付額

負担金は次に掲げる額とする。

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 全国大会        | 70,000円 |
| (2) 中国地域規模以上の大会 | 30,000円 |

## 6 提出書類

負担金の交付を受けようとする団体は、下記書類を期限までに提出すること。

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| (1) 共催名義使用申請書 (実施要項配布20日前までに提出) | 別紙申請様式 |
| (2) 共催負担金交付申請書 (開催日20日前までに提出)   | 様式-1   |
| (3) 共催負担金交付請求書 (開催日10日前までに提出)   | 様式-2   |
| (4) 開催事業実績報告書 (事業完了後15日以内に提出)   | 様式-3   |

## 体育・スポーツ大会等行事の共催及び後援名義使用に関する内規

体育・スポーツ大会等行事の共催及び後援の名義使用については、次の各項に該当するものとする。

### 主催・共催・後援の区分

- (主催) 主催とは責任者となって、当該行事の企画及び実施に参画する場合とする。
- (共催) 共催とは、共同開催の意であるが、当該行事の企画及び実施に参画せず、その行事の社会的奨励の意を表すもので、特に必要を認める場合とする。
- (後援) 後援とは、社会的に奨励の意のみを表す場合とする。

### 共催・後援の基準

- 1、 体育・スポーツの振興と競技力の向上を図り、体力増進に寄与するものと認められるもの。
- 2、 広く一般県民を対象とする全県的性格のもの。
- 3、 その他、共催又は後援することが適当と認められるもの。

### 共催・後援の内容

- 1、 体育・スポーツの指導者が参加する研修会等。
- 2、 各種競技会、教室、練習会等。
- 3、 その他、前記の基準に合致し、その必要が認められるもの。

### 共催・後援の条件

- 1、 参加者の安全については、十分配慮されていること。
- 2、 傷害保険に加入されていることが望ましいこと。

### 〈具体例〉

- 主催
  - ・国体県予選
  - ・県民体育大会
  - ・その他本会開催の研修会等
  
- 共催
  - ・全国、西日本及び中国等県外対象規模の各種大会等県内で開催されるもの。
  - ・日体協及び中央競技団体の主催する県内予選等
  - ・その他必要と認められる研修会等

## 平成25年度本県開催予定の各種大会共催希望調査票

加盟団体名 \_\_\_\_\_

記載者名 \_\_\_\_\_

記載者連絡先 \_\_\_\_\_

大会規模 (該当に○をしてください)	大会名	期 日	主催団体名	主管団体名
全国規模 中国規模				
全国規模 中国規模				
全国規模 中国規模				

- (注) 1. 記載された大会の開催要項等 (まだ作成されていない場合は24年度の要項) を必ず添付してください。  
 2. 各団体内での手続き上、開催が正式決定していない場合は (予定) として記入ください。  
 3. 主催団体並びに主管団体が複数ある場合は全て記入ください。

送付FAX番号 0852-26-4733

提出期限 平成25年2月25日(月) 厳守